

第10章

国際交流・協力の推進

総論

社会や経済のグローバル化が進み、国際社会及び我が国を取り巻く環境が大きく変化する中、我が国が今後も健全に成長し魅力ある国であるためには、諸外国との交流や協力を一層充実させていくことが重要です。

このため、文部科学省は、国際社会で活躍できる人材の育成や、海外の優秀な学生及び研究者の戦略的な受入れによる双方向の人的交流を継続的に推進しています。また、政府が掲げる地球儀を俯瞰する外交の動向も踏まえ、文部科学大臣による国際会議出席や各国・地域の要人等との会談等を通じ、教育、科学技術、スポーツ、文化の各分野において、相手国・地域のニーズ等を踏まえた国際協力の取組を強化しています（図表2-10-1）。さらに、経済協力開発機構（OECD）や国連大学等の国際機関等とも協力しつつ様々な取組を行っています。令和元年6月には、G20サミットが日本で初めて大阪で開催され、G20関係閣僚会合も日本各地で行われました。G20関係閣僚会合では、高校の生徒や卒業生、教員による事例発表等も行われました。そのほか、近年、諸外国から高い関心が示されている「日本型教育の海外展開」を、官民一体となって推進しています。

また、平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs^{*1}）」の実現に向けて、諸外国政府や国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）等の国際機関とも連携し、様々な取組を実施しています。特に、持続可能な開発のための教育（ESD^{*2}）は、現代社会における地球規模の課題を自分のこととしてとらえ、その解決に向けて自分で考え、行動を起こす力を身に付けるための教育であり、持続可能な社会の創り手の育成を通じて、SDGsの実現に大きく貢献するものです。令和元年12月に改定されたSDGs実施指針においても、SDGsの実現に向けた次世代、教育機関、研究機関の役割がより明確にされるとともに、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会^{*3}の機会の活用やSDGsと文化・芸術との連携等が掲げられています。

令和元年秋には、日本全国12会場でラグビーワールドカップ2019日本大会が開催されました。大会期間中には多くの訪日外国人が来日し、開催都市のみならず全国の都市で大会開催を契機とした国際交流が実施されました^{*4}。

これらの取組を通じて、文部科学省は、国際交流・協力の推進を戦略的に進めています。

*1 Sustainable Development Goals

*2 Education for Sustainable Development

*3 令和2年3月30日に、東京オリンピックは令和3年7月23日から8月8日に、東京パラリンピックは同年8月24日から9月5日に開催されることが決定されました。

*4 参照：第1部 特集2第4節

図表 2-10-1 令和元年度文部科学大臣出張先

国・地域名	大臣名	期間	往来目的・主要日程
アメリカ	柴山文部科学大臣	5/1～5/6	5/1 AIサロン“Artificial Intelligence and Governments”出席 5/2 日米科学技術協力合同高級委員会出席 5/2 ブライデンスタインNASA長官と会談 5/2 ベース国家宇宙会議事務局長と会談 5/2 ザイス連邦教育省副長官と会談
フランス	柴山文部科学大臣	7/1～7/6	7/3 ブランケール国民教育大臣と会談 7/4 G7教育大臣会合出席 7/4 アズレー・ユネスコ事務局長と会談 7/5 G7教育・開発大臣会合出席
韓国	柴山文部科学大臣	8/29～8/30	8/29 維樹剛（ルオ・シュガン）中国文化・観光部長と会談 8/29 朴良雨（パク・ヤンウ）韓国文化体育観光部長官と会談 8/30 第11回日中韓文化大臣会合出席
スウェーデン	萩生田文部科学大臣	12/10～12/12	12/10 ノーベル賞授賞式出席 12/11 エルクランズ高等教育・研究大臣と会談
韓国	萩生田文部科学大臣	12/25～12/26	12/26 第4回日中韓科学技術協力担当大臣会合出席 12/26 王志剛（オウ・シゴウ）中国科学技術部長と会談 12/26 崔起栄（チェ・ギヨン）韓国科学技術情報通信部長官と会談
シンガポール 中国	萩生田文部科学大臣	1/8～1/11	1/9 王乙康（オン・イェクン）シンガポール教育大臣との会談 1/10 陳宝生（チン・ホウショウ）中国教育部長と会談 1/10 俞銀恵（ユ・ウンヘ）韓国社会副総理兼教育部長官と会談 1/10 第3回日中韓教育大臣会合出席

第1節 教育・スポーツ・文化分野における国際交流・協力

1 外国人材の受入れ・共生のための施策の推進

近年、日本語指導が必要な児童生徒や国内の日本語学習者が大幅に増加していること、新たな在留資格「特定技能」が創設されたこと等を背景として、政府は、平成30年12月以来、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定・更新し、日本人と外国人の共生社会の実現に向けて必要な取組を推進しています。文部科学省としても、浮島前文部科学副大臣を座長として「外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム」を設置し、令和元年6月に、今後重点的に進めるアクションを取りまとめました。

まず、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実のため、地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備やICT教材の対応言語の拡大等を行います。

また、外国人児童生徒の就学機会を適切に確保するため、「外国人の子供の就学状況調査」の結果に基づく就学状況把握・就学促進の好事例の普及、日本語指導等きめ細かな指導を行う自治体の支援を行います。

さらに、留学生の就職支援の強化及び、一部の大学等で留学生の在籍管理が不適切であった状況を踏まえ、今後の在籍管理に関する取組として、出入国在留管理庁と共同で「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」を策定しました。同方針に記載された対応方策等について、引き続き出入国在留管理庁と連携・推進し、在籍管理の適正化を諮ってまいります。以上3つの取組を柱に、外国人材の受入れ・共生のための環境整備を、引き続き強力に推進してまいります。

2 留学生交流の促進

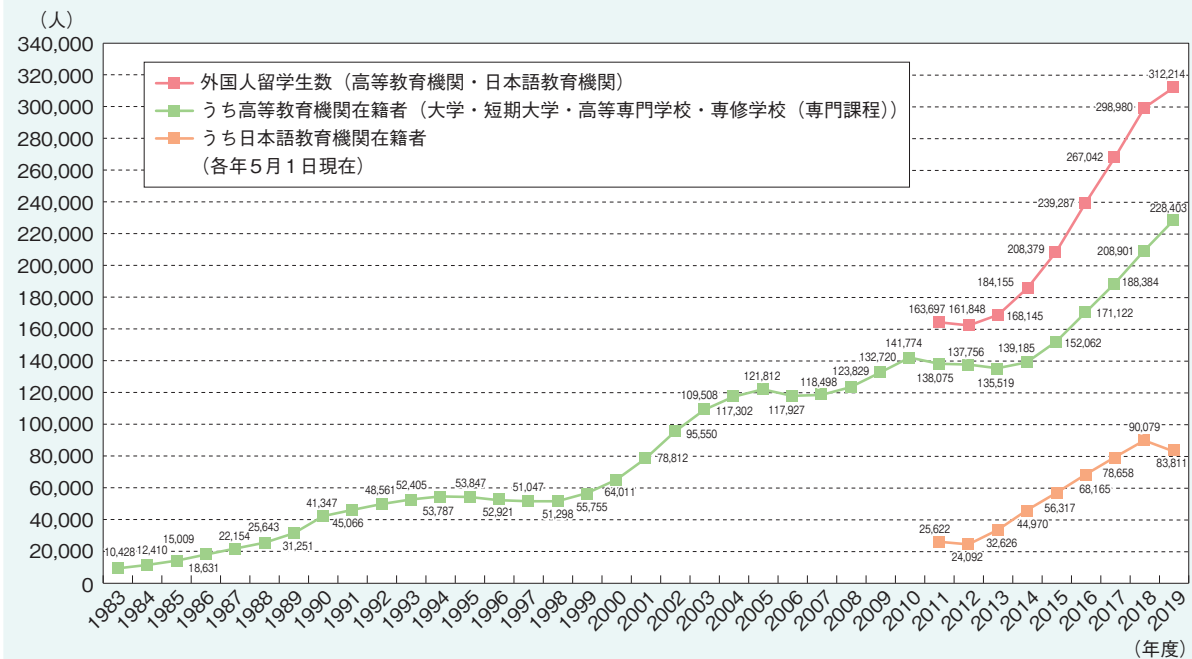
(1) 外国人留学生受入れの現状と施策

① 留学生受入れの現状

グローバル化が加速する国際社会の中で、我が国の大学等の国際化の推進や世界で活躍する人材の育成を図るため、平成20年7月に留学生受入れの拡大のための方策をまとめた「留学生30万人計画」の骨子が策定されました。これに基づき、留学の動機付けから大学等や社会での受入れ、就職等卒業・修了後の進路に至るまで、体系的に関係府省等で連携して留学生の受入れを推進しています。令和元年5月1日現在、我が国の大学等で学ぶ留学生の数は31万2,214人となっております（[図表 2-10-2](#)、[図表 2-10-3](#)）、数値目標の達成状況に加えて、大学の教育・研究の国際競争力の向上や諸外国に対する知的国際貢献を果たすことなどの、「留学生30万人計画」が掲げている目的が達成されるよう、引き続き検証を行っていきます。

政府の方針としては、「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」（平成25年6月14日閣議決定）及び「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）において、令和2年までに「留学生30万人計画」の骨子の趣旨を実現することを目指すとともに、より戦略的な留学生の受入れを推進することとしています。さらに、「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）では、外国人留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割に向上させることを目指すこととしています。

図表 2-10-2 外国人留学生数の推移



※「出入国管理及び難民認定法」の改正（平成21年7月15日公布）により、平成22年7月1日付けで在留資格「留学」「就学」が一本化されたことから、平成23年5月以降は日本語教育機関に在籍する留学生も含めて計上している。

（出典）日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」（令和元年度調査）

② 世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略

世界的な留学生獲得競争が加速する中、教育研究の向上や国家間の友好関係の強化に継続して取り組むことに加え、諸外国の成長を我が国に取り込み、我が国の更なる発展を図る必要があります。このため、文部科学省は平成25年12月に「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」を取りまとめ、留学生の受入れに係る重点地域や重点分野等を設

定しました。

③留学情報提供体制の整備

留学生の受入れを促進するため、日本学生支援機構は、海外において日本の大学等の参加を得て「日本留学フェア」を実施し、現地の学生や進学指導担当者等に対して日本への留学に関する情報の提供を行っています。令和元年度は、台湾、ベトナム等10か国・地域の16都市で開催しました。また、関係機関との連携により日本留学希望者向けの日本留学情報サイトを構築し、情報提供を充実させています。

④日本留学のプラットフォームの構築

「留学生30万人計画」の実現を目指しつつ、優秀な外国人留学生の国内就職促進に向けて我が国企業のニーズに応じた外国人留学生の受入れを促進するため、大学等での教育研究、卒業後の就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力を統合的に発信するための拠点を海外の重点地域に設置するとともに、各海外拠点の取組を支援する日本本部を設置することにより、リクルーティング機能から帰国後のフォローアップまで一貫した、オールジャパンの日本留学サポート体制の実現を図っています。

⑤日本留学試験の実施

我が国の大学への留学希望者の入学選抜については、受験のために渡日する必要があるなど、欧米諸国の大学への留学に比べて手続きが煩雑で、留学希望者にとって負担が大きいと指摘されてきました。このため、文部科学省は、日本学生支援機構と協力して、海外でも広く実施され、渡日前に入学許可を得ることができる、留学希望者が利用しやすい試験として「日本留学試験」を実施しています。

本試験は年2回（6月と11月）、国内では16都道府県で、海外ではアジア地域を中心に18都市で実施しています。令和元年度の受験者数の合計は、国内4万6,744人、海外1万2,587人の計5万9,331人でした。また、本試験を留学生の入学選抜に利用した大学等は841校、そのうち、本試験を利用した渡日前入学許可制度を導入している大学等は185校となっています。

⑥留学生に対する支援処置

(ア) 国費外国人留学生等の受入れ

国費外国人留学生制度は、文部省（当時）により、諸外国の次代を担う優れた若者を我が国の高等教育機関に招へいし、教育・研究を行わせる制度として昭和29年に創設されました。現在、研究留学生（大学院レベル）や学部留学生など7種類のプログラムを実施しています。これまでに約160か国・地域から10万人を超える国費外国人留学生を受け入れており、令和元年度は、9,220人の国費外国人留学生を受け入れています（令和元年5月1日現在）。なお、台湾については上記に準じる支援を、公益財団法人日本台湾交流協会を通じて実施しています。

(イ) その他の留学生への援助

日本学生支援機構は、優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを促進するため、我が国の大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、我が国の大学に入学

図表 2-10-3

出身国・地域別外国人留学生数
(上位10か国・地域) (令和元年
5月1日現在)

国・地域名	留学生数 (前年数)	対前年比
中国	124,436 (114,950)	9,486
ベトナム	73,389 (72,354)	1,035
ネパール	26,308 (24,331)	1,977
韓国	18,338 (17,012)	1,326
台湾	9,584 (9,524)	60
スリランカ	7,240 (8,329)	△ 1,089
インドネシア	6,756 (6,277)	479
ミャンマー	5,383 (5,928)	△ 545
タイ	3,847 (3,962)	△ 115
バングラデシュ	3,527 (3,640)	△ 113
その他	33,406 (32,673)	733
合計	312,214 (298,980)	13,234

(出典) 日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」
(令和元年度調査)

するための準備教育を実施する教育施設及び法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関に在籍する私費外国人留学生で、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して奨学金を給付しています。

(ウ) 留学生の就職支援

「日本再興戦略改訂2016」は、外国人留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割に向上させることを目指すこととしています。文部科学省は、各大学が地域の地方公共団体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「ビジネス日本語能力」「キャリア教育」「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援する委託事業「留学生就職促進プログラム」を平成29年度から12機関で実施しています。このほか、日本学生支援機構は、日本企業に就職を希望する留学生の就職・採用活動について有益な情報を提供するとともに、学校側・企業側が情報交換を行う「全国キャリア教育・就職ガイダンス」を実施しています。

⑦ 留学生のための教育プログラムの充実

我が国への留学形態が多様化する中、各大学は、留学生の需要に応じた魅力ある教育プログラムの充実に取り組んでいます。このような大学の取組を推進するため、文部科学省では、「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」を選定し、国際的に魅力ある留学生受入れプログラムを実施する大学から、当該プログラムにより受け入れる留学生の一部を国費外国人留学生として優先的に採用しています。

⑧ 地域における留学生支援

留学生と地域住民との交流、留学生に対する奨学金や宿舎の提供等を積極的に推進するため、各都道府県では、大学、地方公共団体、経済団体、民間団体等によって構成される地域留学生交流推進会議が開催されています。

⑨ 帰国留学生に対する援助

帰国留学生が留学の成果を更に高め、母国において活躍できるように、日本学生支援機構は「短期研究のための帰国留学生招へい事業」の実施や研究支援のための指導教員の派遣等の援助を行っています。また「Japan Alumni eNews」(日本留学ネットワークマガジン)を発行し、帰国外国人留学生等に対し必要な情報を提供しています。

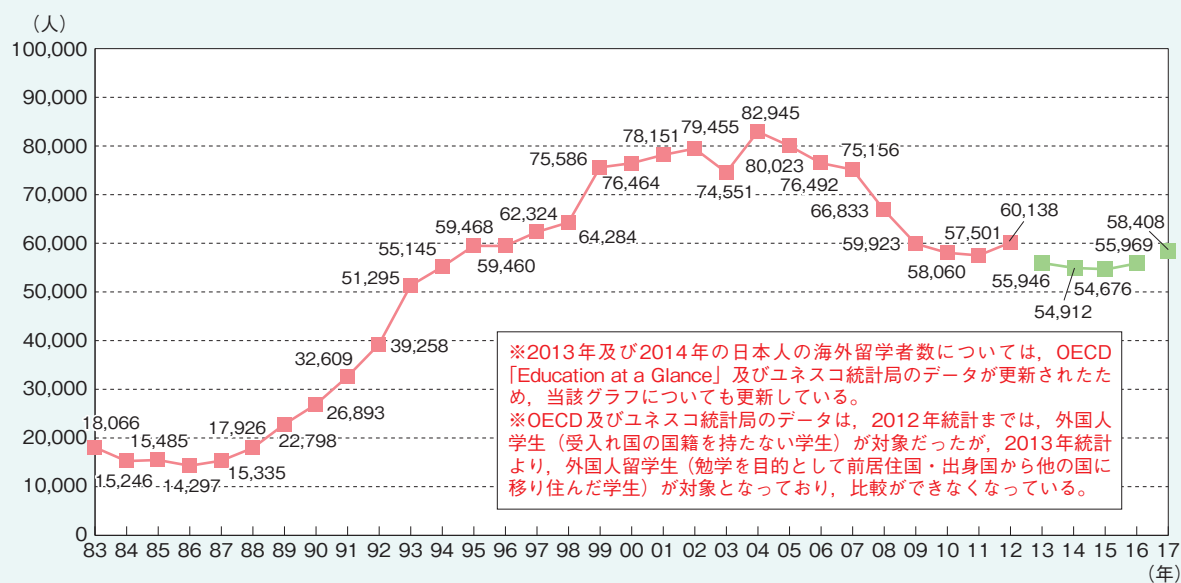
(2) 日本人学生等の海外留学の現状と施策

① 海外留学の現状

社会や経済のグローバル化が進む中、世界で活躍することができる人材の育成が急務となっています。「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」では、海外留学する日本人学生等を令和2年までに6万人から12万人へ倍増させることとしており、文部科学省は、この目標の達成に向けて、日本人学生等の海外留学を促進しています。

OECD、ユネスコ、米国国際教育研究所(IIE)等の統計による日本人の海外留学者数(原則として、交換留学等の短期留学は含まない)を集計したところ、平成29年に海外に留学した日本人学生等は5万8,408人でした。一方、日本学生支援機構の調べによると、大学等が把握している日本人学生の海外留学状況については、短期の留学を中心に留学生数が増加しており、30年度は前年比9,845人増の11万5,146人でした(図表2-10-4、図表2-10-5、図表2-10-6)。

図表 2-10-4 日本人の海外留学の状況



(出典) OECD統計等：OECD「Education at a Glance」、ユネスコ統計局、IIE「Open Doors」、中国教育部、台湾教育部
JASSO調査：外国人留学生在籍状況調査（（独）日本学生支援機構）

②海外留学に関する施策

文部科学省は、日本人学生等の海外留学支援として、国費による海外派遣制度を設けています。平成21年度からは、日本人の学生などを最先端の教育研究活動を行っている海外の大学院に派遣し学位を取得させることにより、我が国のグローバル化や国際競争力の強化を促進する「海外留学支援制度（大学院学位取得型）」を開始しており、また29年度から海外の学部へ派遣する「海外留学支援制度（学部学位取得型）」を実施しています。

また、大学間交流の活性化や大学の国際化等に資する短期留学を推進するために、日本学生支援機構の奨学金制度として、平成21年度から「海外留学支援制度（協定受入型）」及び「海外留学支援制度（協定派遣型）」を設けています。この奨学金により、大学間交流協定等に基づき諸外国の大学から我が国の大学に受け入れる外国人留学生や諸外国の大学へ派遣される日本人学生を支援しています。

さらに、文部科学省は、外国政府等の奨学金により留学する日本人学生の募集・選考に協力しています。海外留学の大半を占める私費留学については、日本学生支援機構を通じて、留学情報の収集・提供を行っています。また、令和元年度は、4都道府県において「海外留学説明会」を開催するとともに東京都において「海外留学フェア」を開催するなどし、留学希望者に対し必要な情報を提供しています。

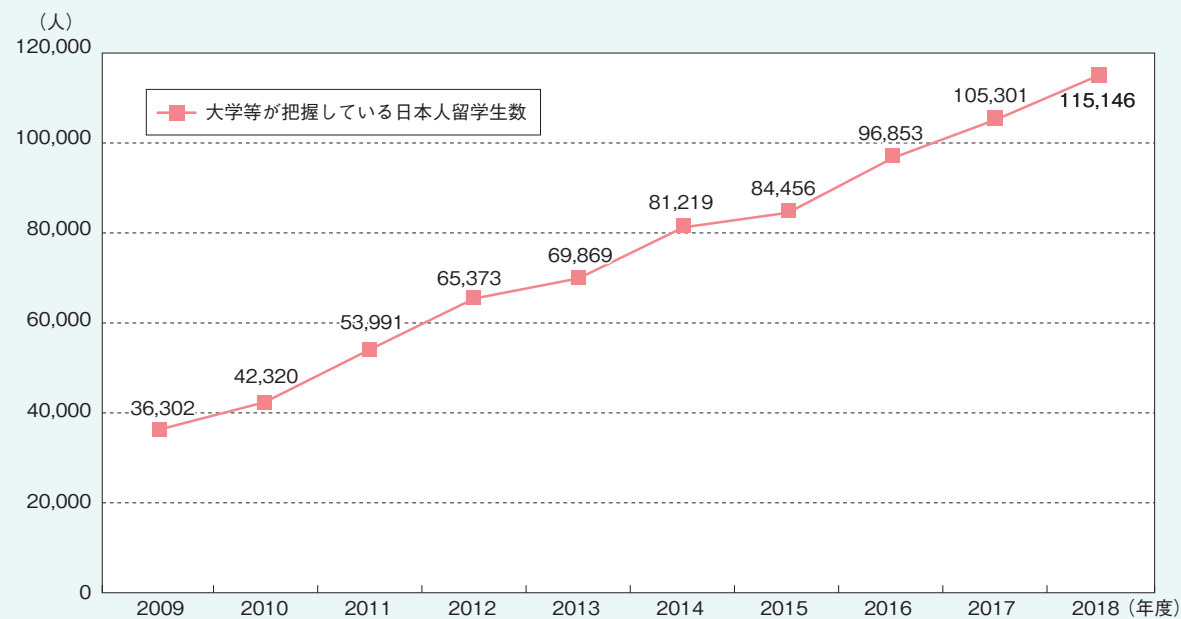
図表 2-10-5

日本人留学生数（上位10か国・地域）（平成29年）

国・地域名	留学生数（前年数）	対前年比
アメリカ合衆国	18,753（18,780）	△27
中国	14,717（13,595）	1,122
台湾	8,413（7,548）	865
英国	2,846（2,944）	△98
ドイツ	1,816（1,797）	19
オーストラリア	2,244（1,748）	496
フランス	1,649（1,659）	△10
カナダ	1,665（1,563）	102
韓国	1,455（1,416）	39
ブラジル	1,111（935）	176
その他	3,739（3,984）	△245
合計	58,408（55,969）	2,439

(出典) OECD「Education at a Glance」、ユネスコ統計局、IIE「Open Doors」、中国教育部、台湾教育部

図表 2-10-6 大学等が把握している日本人学生の留学状況



(出典) 日本学生支援機構「協定等に基づく日本人学生留学状況調査結果」(平成30年度調査)

③官民協働海外留学支援制度「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」

平成26年度から、官民が協力した新たな仕組みとして、民間の協力を得た海外留学支援制度「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」を開始し、海外留学に係る経済的負担の軽減を図るなど、社会全体で若者の海外留学を促進しています。

「日本代表プログラム」では、平成26年度の第1期派遣留学生から31年度の第11期派遣留学生までに5,116人（うち、地域人材コース575人）を採用しました。採用された学生は順次海外留学を開始しています。

また、平成27年度からは高校生を対象とした高校生コースと、地域の活性化に貢献し、地域に定着するグローバル人材の育成を目的とした地域人材コースを開始しました。高校生コースでは27年度の第1期派遣留学生303人、28年度の第2期派遣留学生511人、29年度の第3期派遣留学生501人、30年度の第4期派遣留学生535人に引き続き、31年度の第5期派遣留学生として835人を採用しました。また、地域人材コースとして8名の高校生を採用しました。採用された高校生は、順次海外留学を開始しています。地域人材コースでは、27年度地域事業として11地域、28年度地域事業として4地域、29年度地域事業として5地域、そして30年度地域事業として3地域を採択しました。

(3) 高校生交流の現状と施策^{*5}

3 教員・青少年などの国際交流

(1) 教員等の国際交流

文部科学省は、毎年、中国・韓国・インド・タイとの教職員交流事業を実施しています（令和元年度：派遣 計84名、招へい 計52名）。この事業では、教育制度や教育事情、生活、文化等についての幅広い相互理解と友好親善を深める機会を提供するとともに、教職員同士の交流や家庭訪問も実施しています。

*5 参照：第2部第4章第5節3

日本とアメリカとの間では、「日米教育交流計画」（フルブライト計画^{*6}）によって日米の研究者・大学院生・ジャーナリスト等の交流が行われています。また、文部科学省は、日米の初等中等教育教員が相互交流、意見交換、共同研究などを行うことにより、日米の教育交流の促進を図ることを目的とする「日米教育交流プログラム」を平成21年度から実施しています。令和元年度は「学校教育現場でのICT活用」をテーマとして日米から計30名の教員がこのプログラムに参加しました。

（2）青少年の国際交流

グローバル化が進展する中、青少年自らが国際社会の一員であることを自覚し、異なる文化や歴史に立脚する人々と共生していくことが必要です。このため、文部科学省は、次代を担う青少年等の海外派遣及び日本受入れを行う「青少年国際交流推進事業」や文化の異なる複数の海外の青少年と英語による共同生活を体験する「地域における青少年の国際交流推進事業」などを実施しています。

また、国立青少年教育振興機構は、青少年を対象とした独自の国際交流事業を実施しています^{*7}。

4 スポーツ・文化を通じた国際交流・協力の推進

（1）スポーツを通じた国際交流・協力の推進

スポーツを通じた国際交流・協力は、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、我が国の国際的地位の向上を図る上でも極めて重要です。このため、スポーツ庁では、各国とのスポーツにおける連携を強化するための政策対話を行うとともに、国際競技大会の招致・開催に対する支援、各国とのスポーツ交流、スポーツ産業の海外展開の促進、国際スポーツ界において活躍できる人材への支援・育成等を行っています^{*8}。

（2）文化を通じた国際交流・協力の推進

文化庁は、伝統文化から現代のメディア芸術まで、我が国の多彩な文化を積極的に海外に発信しています。また、文化芸術や文化財等の各分野における国際文化交流・協力を推進することにより、我が国の文化芸術水準の向上を図るとともに、我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に努めています。

例えば、文化庁では、芸術家・文化人などを諸外国に派遣する「文化交流使」事業や芸術家、文化人、専門家の派遣・招へい等の各種の人物交流事業を実施しています。また、日本映画の海外映画祭への出品に対する支援等、文化芸術に係る国際的な催しの開催・参加を支援しているほか、日本における国際文化交流の祭典の実施を推進していきます。さらに、人類共通の遺産である世界の文化遺産を保護するため、文化遺産保護国際貢献事業等の国際協力事業を推進しています^{*9}。

5 国際機関等の国際的枠組みにおける取組

（1）G7、G20、日中韓教育大臣会合

令和元年7月、パリ（フランス）において「G7教育大臣会合」及び「G7教育大臣・開発大臣合同会合」が開催されました。教育大臣会合の開催は、日本が議長国を務めた平成28年のG7倉敷教育大臣会合以来3年ぶりとなります。教育大臣会合では、G7各国が改め

*6 昭和26年に発足した日米間の交流計画で、日米両国の政府が経費を分担して運営し、日米教育委員会が実施している。

*7 参照：第2部第3章第4節②（1）2

*8 参照：第2部第8章第10節

*9 参照：第2部第9章第10節③

て、幼児教育及び教師の能力開発についての重要性や、国際協働の必要性を確認するとともに、日本からは、現在の教育改革の取組を紹介しました。

教育大臣・開発大臣合同会合では、途上国における女性教育及び職業教育訓練の向上の重要性が認識されました。同会合に引き続いて行われた女性教育に関する国際会議においても、日本における女性の能力開発の取組を発信しました。

また、令和元年9月には、東京において「21世紀の教育政策～Society5.0時代における人材育成～」をテーマにG20教育実務者会合及び公開シンポジウムを開催しました。これは、日本が同年G20議長国となる機会を捉え、教育分野での国際協力の更なる推進の観点等を踏まえ、文部科学省が主催（共催：OECD、UNESCO及び国際連合大学）したものです。公開シンポジウムでは、「Education for Innovation」をテーマにOECDによる基調講演や事例発表と対談が、また持続可能な発展のための教育の観点からUNESCOによる基調講演やSDGs達成に向けた事例紹介が行われたほか、先進国・途上国を問わない教育の役割の重要性などについてのパネルディスカッションも行われました。

さらに、令和2年1月、北京（中国）において「第3回日中韓教育大臣会合」が開催されました。同会合では、日中韓3か国における教育協力の在り方等について有意義な意見交換を行い、共同声明を採択しました。共同声明では、①若い世代の交流と相互理解の促進、②アジア高等教育圏の確立の促進、③地域間の協力促進と地域への貢献等における3か国の協力の継続が確認されました。

（2）経済協力開発機構（OECD）

我が国をはじめ36か国が加盟するOECDでは、様々な分野における政策調整・協力、意見交換や調査研究などを行っています。教育分野では、各国における教育改革推進や施策の充実に寄与することを目的として、教育統計や指標の開発と分析が行われており、「生徒の学習到達度調査」（PISA）、成人が社会で必要とする総合的な力を測る「国際成人力調査」（PIAAC）、「国際教員指導環境調査」（TALIS）などの事業を実施しています。これらの事業には我が国も参加・協力しています。

平成30年度にはPISA2018及びTALIS2018の調査が実施され、令和元年度にはその結果が公表されました。

また、OECDでは、2030年の時代に必要となる主要な資質・能力を策定し、新たな教育モデルの開発を目指す「Education2030」事業を推進しており、文部科学省は、本事業の運営主体である非公式作業部会への出席や共同研究等を通じて積極的に参画しています。令和元年5月には同事業の成果として、児童生徒が自分たちの未来をつくり上げていくために必要な学びのプロセスやコンピテンシーとして「OECDラーニング・コンパス（学びの羅針盤）2030」が公表されました。

（3）東南アジア諸国連合（ASEAN）

東南アジア10か国から成る共同体である東南アジア諸国連合（ASEAN）に対して、文部科学省は日ASEANおよびASEAN+3（日本・中国・韓国）等の枠組みを通じた協力関係の強化に努めています*¹⁰。令和2年にはフィリピンにおいて、ASEAN+3教育大臣会合等の開催が予定されています。

*¹⁰ 参照：第2部第5章第4節②

(4) アジア・太平洋経済協力 (APEC)

アジア・太平洋経済協力 (APEC) は、アジア太平洋地域の21か国・地域が参加する経済協力の枠組みです。貿易・投資の自由化などの経済問題とともに、教育を含む人材養成の分野にも積極的に取り組んでいます。こうした取組の一つとして、タイとの共同事業として、デジタル社会における算数・数学教育のカリキュラムに関する研究を行い、APEC域内への普及を図っています。

また、平成28年の第6回APEC教育大臣会合では「APEC教育戦略」が採択され、その翌年の29年に「APEC教育戦略行動計画」が策定されたところであり、令和元年には本行動計画の進捗状況報告書が作成されました。

(5) 国際連合大学 (国連大学)

国連大学は、我が国に本部を置く唯一の国連機関であり、文部科学省は、国連大学本部施設の提供を行っています。本部施設には「サステイナビリティ高等研究所 (IAS)」も並置されています。IASでは、気候変動、生物多様性、貧困削減等の国連における重要課題に係る広範な地球規模課題の解決に向けた研究活動を行うほか、大学院プログラムを開設して学生を受け入れています。国連大学大学院プログラムが授与する学位は、我が国の国内法上も学位として認定されています。文部科学省は、事業費を毎年拠出し、これらの活動に支援・協力を行っています。

(6) 世界知的所有権機関 (WIPO)

世界知的所有権機関 (WIPO^{*11}) は、知的財産権の国際的保護の促進などを目的として1970 (昭和45) 年に設立された国連の専門機関です。WIPOは、国際条約の作成・管理を行うとともに、各国の法令整備の支援や開発途上国に対する法律・技術上の援助、情報の収集・提供などを行っています。

日本は、WIPOにおける新条約策定の議論等に積極的に参画しているほか、WIPOに対して毎年信託基金を拠出し、アジア・太平洋地域の各国の著作権法制度の整備や普及・啓発を促進しています。また、WIPOに職員を派遣し、協力・連携して事業を実施しています。令和元年度は、アジア・太平洋地域の途上国の著作権担当職員等を対象とした訪日研修のほかパプアニューギニアにおいて著作権制度に関するセミナー等を実施しました。

6 国際教育協力・国際協働の推進

(1) 日本型教育の海外展開

知・徳・体のバランスのとれた力を育むことを目指す初等中等教育や、5年一貫の専門的・実践的な技術者教育を特徴とする高等専門学校制度など、我が国の特徴ある教育制度に対し、新興国をはじめとする諸外国からの関心や、自国の教育制度に取り入れたいとのニーズが数多く寄せられています。

こうした状況を踏まえ、文部科学省では、外務省や経済産業省、国際協力機構 (JICA)、日本貿易振興機構 (JETRO)、民間教育産業等との連携・協力の下、「日本型教育の海外展開推進事業 (EDU-Portニッポン)」を平成28年度から実施し、日本型教育の海外展開を推進しています。

令和元年度は、中南米とベトナムを対象に地域別分科会を実施し、地域別のニーズの明確化、機関・企業間の連携の機会の提供等を行いました。また、幼児教育等の特定のトピック

*11 参照：第2部第9章第13節5 (2)

に関するセミナーを実施し、海外展開事業者やJICA、文部科学省による事例紹介等を行いました。

本事業を通じて、海外展開モデルケースの形成や、諸外国との教育に係る人的交流の強化を進めることで、日本型教育の海外展開と、これを通じた我が国の教育の更なる国際化の推進を目指しています。

（2）東南アジア教育大臣機構（SEAMEO）との連携強化

文部科学省では、ASEAN諸国及び東ティモールの11か国等から成る東南アジア教育大臣機構（SEAMEO）に対して、同機構の所属組織が実施する職員研修等に講師として専門家を派遣するなどの連携強化を図っています。

また、東南アジア教育大臣機構・高等教育開発センター（SEAMEO-RIHED）が実施する学生交流プログラム（AIMS：ASEAN International Mobility of Students Programme）を通じて日本の11大学と東南アジアの延べ67大学が協力する7つのプログラムが、平成25年度から平成29年度に実施された文部科学省の「大学の世界展開力強化事業」によって支援され、現在も各大学において取組が継続されています。

さらに、SEAMEO加盟国内における持続可能な開発のための教育（ESD）を促進するため、ESDに関する顕著な取組を行っている東南アジアの小・中・高等学校を表彰する「SEAMEO-Japan ESD Award」を実施しています。平成24年度から令和元年度までに、東南アジアの10か国、累計で617校の応募がありました。

（3）現職教員による日本の教育経験を生かした協力の促進

現職教員の国際協力への参加促進を目的として、平成13年度にJICA海外協力隊「現職教員特別参加制度」が創設し、過去18年間で1,400名を超える国公立学校や私立学校の現職教員が世界各地の開発途上国等に派遣され、現地で活躍してきました。

実践的な能力や経験を身に付けた日本の現職教員は、国際教育協力を進めていく上での貴重な人材になります。また、開発途上国等における厳しい環境の下で国際教育協力に従事することにより、問題への対処能力や指導力などの資質能力の一層の向上や、帰国後、自身の貴重な経験を日本の教育現場に還元することなども期待されます。

（4）新時代の教育のための国際協働

平成28年5月開催のG7倉敷教育大臣会合で合意された「倉敷宣言」では、G7各国間での教育に関する理念・課題の共有や国際協働の重要性が確認されました。これを踏まえ、文部科学省では、平成29年度から「新時代の教育のための国際協働プログラム」を実施しています。

本プログラムでは、初等中等教育段階の教員交流や現場体験に基づく国際比較研究等の実施により、諸外国の豊かな経験を相互に学び合い、教育分野における各国間の関係強化を図るとともに、多様化する教育課題に対する教育実践の改善に取り組んでいます。

1 科学技術外交の意義

近年のグローバル化の進行や、中国やインド・ASEAN等の新興国の台頭による世界の多極化、環境・エネルギー、食料、水、防災、感染症などの地球規模課題の顕在化など、世界を取り巻く諸情勢は大きく変動しています。また、世界的な頭脳循環が加速し、国際的な頭脳獲得競争がますます激しくなっています。こうした状況において、我が国は国際的な協調の下で、より一層科学技術の推進によって諸問題を解決し、新しい知の創出を図るとともに、世界における我が国の国際的存在感を高めることが求められています。

先進国との国際科学技術協力においては、我が国の科学技術水準の向上に資するとともに、地球規模課題の解決につながる技術の開発等によって、我が国の持続的な成長・発展を促すことが期待されています。また、新興国や開発途上国との協力においては、今後著しい発展が見込まれるインド等アジア諸国との協力の強化を科学技術面で先導するとともに、各国で顕在化している地球規模課題の解決や相手国の人材育成、相手国・我が国の科学技術の発展による緊密な科学技術コミュニティの構築が期待されています。

2 科学技術外交を推進するための重層的な国の取組

(1) 分野や相手国に応じた多様で重層的な科学技術協力

我が国は、現在、世界47か国・機関と科学技術協力協定等を結んでいます。これらの国・機関とは、合同委員会の開催等を通じて互いの協力を深めています。文部科学省では、先進国から開発途上国までの多層的な国際ネットワークを発展させていくため、相手国・機関の特性や分野の特性に応じて多様で重層的な協力を推進しています。

① 二国間・多国間の科学技術・学術協力

我が国の研究力向上等のために研究開発における国際ネットワークを強化するため、大学等における国際共同研究を強力に支援することが求められています。我が国では、二国間及び多国間の科学技術・学術協力を進めています。

(ア) 二国間の科学技術・学術協力

科学技術振興機構（JST）及び日本医療研究開発機構（AMED）では、イコールパートナーシップ（対等な協力関係）の下で、戦略的に重要なものとして国が設定した協力対象国・地域及び研究分野における国際共同研究を支援する「戦略的国際共同研究プログラム（SICORP）」を実施しています。令和元年度には、JSTではロシアと北極観測および北極域における自然利用とエネルギー資源開発のための科学技術分野で、AMEDでは英国と感染症分野、シンガポールと再生医療分野での研究協力を新たに開始しました。また、JSTでは平成27年度から、SICORPの「国際共同研究拠点」事業を開始しており、ASEANとの間では、環境・エネルギー、生物資源・生物多様性、防災分野で、インドの間では、ICT分野で、さらに中国の間では、環境・エネルギー分野で、我が国の「顔の見える」持続的な研究協力を進めています。日本学術振興会（JSPS）では、研究者の自由な発想に基づく共同研究・セミナー及び研究者交流を支援する「二国間交流事業」を実施し、二国間の学術協力を推進しています。

(イ) 多国間の科学技術・学術協力

日本学術振興会（JSPS）では、各国学術振興機関と連携して二国間・多国間の研究者による共同研究を支援する「国際共同研究事業」を実施しています。また、世界的水準の国際

研究交流拠点や、アジア・アフリカ地域における諸課題解決に資する中核的な研究交流拠点を構築するため、我が国と世界各国の研究機関との協力関係に基づく共同研究・セミナー等の活動を支援する「研究拠点形成事業」を実施し、多国間における学術協力を推進しています。さらに、科学技術振興機構（JST）は、EUのFP7^{*12}における国際協力プロジェクトであるCONCERT-Japan^{*13}を前身とするEIG CONCERT-Japan^{*14}を平成27年度から開始し、JSTと欧州の複数の機関による共同公募等を通じた国際協力を実施しています。

(ウ) 国際的な枠組みにおける多国間の科学技術協力

(i) 経済開発協力機構（OECD）

OECDでは、閣僚理事会、科学技術政策委員会（CSTP）、情報・コンピュータ及び通信政策委員会（ICCP）、産業・イノベーション・起業委員会（CIE）、農業委員会（AGR）、環境政策委員会（EPOC）、原子力機関（NEA）、国際エネルギー機関（IEA）等を通じて、加盟国間の意見・経験等及び情報の交換、人材の交流、統計資料等の作成をはじめとした科学技術に関する活動が行われています。

(ii) ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム（HFSP）における協力

HFSPは、昭和62年6月のベネチア・サミットにおいて我が国が提唱した国際的な研究助成プログラムで、生体の持つ複雑な機能の解明のための基礎的な国際協同研究などを推進することを目的としています。日本・アメリカ・フランス・ドイツ・EU・イギリス・スイス・カナダ・イタリア・オーストラリア・韓国・ニュージーランド・インド・ノルウェー・シンガポールの計15か国・極で運営されており、我が国は本プログラム創設以来、積極的な支援を行っています。本プログラムでは、国際協同研究チームへの研究費助成、若手研究者が国外で研究を行うための旅費・滞在費等の助成及び受賞者会合の開催等が実施されています。平成30年度までに本プログラムの研究費助成を受けた者の中から、本庶佑氏（30年ノーベル生理学・医学賞受賞）を含む28人のノーベル賞受賞者が輩出されるなど、本プログラムは国内外において高く評価されています。また、令和元年7月には、「HFSP30周年記念式典」が東京で開催され、HFSP受賞者、運営支援国の関係者、日本の高校生など約400名が参加しました。

②アジア諸国との協力

近年著しい成長を続けるアジア諸国との協力関係を強化するため、以下に挙げる国際的枠組みを通じて協力を進めています。

(ア) e-ASIA 共同研究プログラム

文部科学省では、科学技術振興機構（JST）及び日本医療研究開発機構（AMED）を通じ、アジア地域の研究開発力を強化するとともに、共通課題の解決を目指して3か国以上の多国間共同研究を行う「e-ASIA 共同研究プログラム」を実施しています。同プログラムでは、「材料（ナノテクノロジー）」、「農業（食料）」、「代替エネルギー」、「ヘルスリサーチ（感染症、がん）」、「防災」、「環境（気候変動、海洋科学）」、「イノベーションに向けた先端融合」の7分野を対象にしています。

(イ) 東南アジア諸国連合（ASEAN）との協力

我が国とASEAN科学技術イノベーション委員会（COSTI）の協力枠組みとして、日・ASEAN科学技術協力委員会（AJCCST）が毎年開催されており、我が国では文部科学省を中心として対応しています。平成30年10月の第9回日・ASEAN科学技術協力委員会

*12 FP7：EUの研究助成プログラムの名称（FP7：Framework Programme 7。平成19年から平成25年の7年間で、総額500億ユーロを超える研究・イノベーション投資を実施）

*13 CONCERT-Japan：Connecting and Coordinating European Research and Technology Development with Japan

*14 EIG-CONCERT-Japan：FP7終了後、日本及び日本との協力に関心を持つ欧州諸国の研究支援機関が、共同公募等を実施するフレームワーク。EIG：European Interest Groupの略。

(AJCCST-9)では、SDGs達成に向けて日ASEAN共同研究の成果の社会実装を促進する協力の枠組みである「日ASEAN STI for SDGsブリッジイニシアティブ」の開始が合意され、その後、同年11月の第21回日ASEAN首脳会議の議長声明でも同イニシアティブの開始が歓迎されました。令和元年10月にバンコク（タイ）において、文部科学省とタイ高等教育科学研究イノベーション省の共催により、第1回目の日ASEANマルチステークホルダー戦略コンサルタンシーフォーラムを開催しました。持続可能なエネルギー（主にバイオエネルギー）をテーマとしたフォーラムには、日本及びASEAN各国の省庁、研究者、民間企業など135名程度が参加し、活発な議論が行われました。

(ウ) アジア・太平洋地域宇宙機関会議（APRSAF）及び「センチネルアジア」プロジェクト
我が国は、アジア・太平洋地域での宇宙活動、利用に関する情報交換並びに多国間協力推進の場として、平成5年から毎年1回程度、同地域で最大規模の宇宙協力の枠組みであるアジア・太平洋地域宇宙機関会議（APRSAF）を主催しています。令和元年11月に名古屋で開催した第26回APRSAFは、31か国・地域、9国際機関、民間企業等から約470人の参画を得て、「新たな宇宙時代を拓く多様な繋がり的发展」というテーマの下、意見交換を行い、閉会にあたり、今後25年間を見据えた当面10年間の目標を定めた「名古屋ビジョン」を採択しました。

また、平成17年、第12回APRSAFにおいて、我が国は、宇宙技術（人工衛星による広域の画像取得）を活用したアジア太平洋地域の自然災害管理への貢献を目的とし「センチネルアジア」プロジェクトの立ち上げを提案し、同地域の自然災害による被害の軽減を目指した災害関連情報の共有などを行っています。現在は、宇宙機関だけでなく、防災関係機関と連携した活動とすることで、防災あるいは行政活動に必要な観測情報を防災関係機関へ直接届ける仕組みになっています。最近の具体的な事例としては、令和元年5月に発生したトルコの土砂災害について、センチネルアジアにおける緊急観測要求の受付窓口の役割を果たしているアジア防災センター（ADRC）経由で、ALOS-2等の緊急観測データを提供しました。提供データは、トルコ首相府災害緊急事態庁において土砂崩れの状況把握等に役立てられました。2年2月現在で、同プロジェクトには28か国・地域の95機関及び16国際組織が加盟しています。

(エ) アジア原子力協力フォーラム（FNCA）

内閣府が主導しているFNCAでは原子力研究開発利用を担当する各国の大臣級代表が集まり、FNCAの協力方策や各国の原子力政策について討議を行っています。それらの討議を踏まえ、文部科学省では、アジア諸国との原子力分野の協力を効果的に推進するため、日本の主導の下、放射線利用・研究炉利用等の分野における研究開発・基盤整備等の協力を実施しています。

③アジア、アフリカ及び中南米等の開発途上国との科学技術協力

我が国は、「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）」を通じて、アジア、アフリカ及び中南米等の開発途上国との科学技術協力を進めています。これらの国々のニーズを踏まえ、環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症分野における地球規模課題の解決と将来的な社会実装に向けた国際共同研究を推進しています。具体的には、文部科学省・科学技術振興機構（JST）及び日本医療研究開発機構（AMED）、外務省・国際協力機構（JICA）が連携して、我が国の先進的な科学技術とODAを組み合わせる



スーダンにおいて根寄生雑草ストライガが蔓延したソルガム畑を調査する様子
SATREPS「ストライガ防除による食料安全保障と貧困克服」
(写真提供：神戸大学)

形で本プログラムを実施しています。平成20年度から令和元年度までに、環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症分野において、51か国にて145件（地域別ではアジア77件、アフリカ39件等）を採択しています。

なお、平成27年5月に東京で開催されたグローバル・リサーチ・カウンシル（GRC）において、安倍内閣総理大臣がアフリカでの「顧みられない熱帯病（NTDs）」に焦点を当てた国際共同研究を新たに開始することを表明したことを踏まえ、AMEDは「アフリカにおける顧みられない熱帯病（NTDs）対策のための国際共同研究」を創設し、4課題が採択され、令和元年度も引き続き実施しています。

令和元年8月には、第7回アフリカ開発会議（TICAD7^{*15}）の公式サイドイベントとして、文部科学省は、JST、日本学術振興会（JSPS）、AMED、JICAと協力して、「STI for SDGs（持続可能な開発目標達成のための科学技術イノベーション）についての日本アフリカ大臣対話」を開催し、出席したアフリカ連合及びアフリカ17か国からの大臣等と科学技術協力の促進などについての意見交換を行いました。また、同年12月には、JSTにおいて新たに、日本と南アフリカを核として3か国以上の日・アフリカ多国間共同研究を行うプログラム「AJ-CORE（Africa-Japan Collaborative Research）」の研究公募を開始しています。

④大規模な国際協カプロジェクトへの参画

技術の発展、研究の大規模化に伴い、先端分野での大規模な国際プロジェクトが増えており、我が国としても各国と協力し、積極的に取り組んでいます。

（ア）ITER（国際熱核融合実験炉）計画等

ITER計画は、核融合エネルギーの実現に向け、世界7極の国際協力により実施されており、令和7年の運転開始を目指し、フランス・サン=ポール=レ=デュランス市カダラッシュにおいてITERの建設作業が本格化しています。我が国は、ITERの主要な機器である超伝導コイルの製作等を進めています。また、ITER計画を補完・支援する先進的研究開発プロジェクトである幅広いアプローチ（BA）活動^{*16}を日欧協力により我が国で実施しており、令和元年度までに先進超電導トカマク装置JT-60SAの組立完了など主だった研究環境の整備が進みました。

（イ）国際宇宙ステーション（ISS）計画

ISS計画は、日本・アメリカ・欧州・カナダ・ロシアの5極（15か国）共同の国際協力プロジェクトです。我が国は、平成20年から運用が開始された日本実験棟「きぼう」及び宇宙ステーション補給機「こうのとり」を開発・運用を通じて本計画に参画しています。令和元年9月、「こうのとり」8号機を打ち上げ、宇宙飛行士の生活に必要な不可欠な



デング熱を媒介する蚊の生存と行動制御を検証するため、ブルキナファソ村落で蚊をサンプリングする様子
NTDs「西アフリカ・ブルキナファソにおけるデング熱媒介蚊制御のための集学的研究」課題
（写真提供：東京慈恵会医科大学）



軌道上で撮影された「こうのとり」8号機
（提供：宇宙航空研究開発機構（JAXA））

^{*15} TICAD7：アフリカ開発会議（Tokyo International Conference on African Development）。日本政府が主導し、国連、国連開発計画（UNDP）、アフリカ連合委員会（AUC）及び世界銀行と共同で開催している首脳級の会議で、1993年に東京で開催して以来、7回目の開催。

^{*16} 参照：第2部第7章第3節①（1）

水・食料のほか、ISSの運用の根幹を支える、日本製リチウムイオン電池を使用した新型バッテリーや、JAXAと民間企業が共同開発した光通信実験装置等を輸送しました。「こうのとりのり」は、各国が現在運用している物資補給機の中で唯一の成功率100%を誇っており、また、ISSに大型装置を輸送できる唯一の手段として、各国からの期待を集めています*17。

また、令和元年6月と11月には、スリランカ、ネパール、エジプト、ルワンダ等の宇宙新興国の超小型衛星を「きぼう」から放出するなど、様々な形で宇宙を通じた国際貢献を行っています。

このように、我が国はISS計画において主要な役割を果たしながら、多くの成果が生まれるよう積極的に取り組んでいます。

(ウ) 国際宇宙探査

令和元年10月、宇宙開発戦略本部において、米国提案による国際宇宙探査への日本の参画方針を決定し、我が国の強みを活かした分野で戦略的に参画できるよう参画機関間で調整を進めています。

(エ) 国際深海科学掘削計画 (IODP)

国際深海科学掘削計画 (IODP) は、地球環境変動、地殻内部構造、地殻内生命圏等の解明を目的とした、日米欧主導の多国間国際協力プロジェクトで、平成15年から25年まで実施された統合国際深海掘削計画 (前IODP) を引き継いで、25年10月から実施されています。我が国が提供し、科学掘削船としては世界最高レベルの性能を有する地球深部探査船「ちきゅう」及びアメリカが提供する掘削船を主力掘削船とし、欧州が提供する特定任務掘削船を加えた複数の掘削船を用いて世界各地の深海底の掘削を実施しています。



地球深部探査船「ちきゅう」

(オ) 大型ハドロン*18衝突型加速器 (LHC) 計画

LHC計画は、欧州合同原子核研究機関 (CERN) において、周長27kmの円形加速器を用いて、ほぼ光速まで加速させた陽子同士の衝突による世界最高のエネルギー領域において、宇宙創成時 (ビッグバン直後) の状態を再現し、未知の粒子の発見等を通じて、宇宙創成の謎や物質の究極の内部構造等を探索するプロジェクトです。我が国は、学術的な意義に加え国内の先進技術分野の発展が期待できることから、加速器建設に資金拠出を行うなどLHC計画の推進に貢献しています。LHCで行われている複数の実験には、我が国から約200人の研究者等が参画しており、これまで「ヒッグス粒子」の発見等の成果が得られました。現在、LHCの高輝度化 (HL-LHC計画) が進められています。



大型ハドロン衝突型加速器 (LHC) の一部

(カ) 国際科学技術センター (ISTC)

ISTCは、旧ソビエト連邦諸国における大量破壊兵器開発に従事していた研究者に対して

*17 参照：第2部第7章第3節4 (2)

*18 ハドロン：物質を構成している最小の単位である粒子の一種、クォークによって構成される複合粒子 (陽子や中性子など) の総称。

平和目的の研究プロジェクトに従事する機会を与えること、同諸国の市場経済への移行を支援することを目的として、平成6年3月に日本・アメリカ・EU・ロシアの4か国（極）によって設立された国際機関です。

平成27年7月のロシア脱退に伴い、ISTC本部はカザフスタンに置かれています。同年12月には、「ISTCを継続する協定」に我が国のほか、アメリカ、EU及び欧州原子力共同体、ノルウェー、韓国、カザフスタン、アルメニア、キルギス、ジョージア、タジキスタンが署名し、同年12月に同協定は発効しました。

平成6年から30年までの合計で、承認プロジェクトの資金支援決定総額は約9億ドル（うち日本政府拠出分は約6,600万ドル）、従事した旧ソビエト連邦諸国の被支援国の研究者数は延べ7万7,000人以上となりました。

(キ) その他

国際リニアコライダー（ILC）計画については、ヒッグス粒子の性質をより詳細に解明することを目指し、国際プロジェクトとして国際研究者コミュニティで検討されています。

文部科学省において、平成30年12月に公表された日本学術会議の所見を踏まえ、31年3月に「ILCに関する見解」を示しました。現在、本見解を踏まえ、研究者コミュニティにおける検討を注視しつつ、対応しています。

第3節 国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）事業への参加・協力

国際連合教育科学文化機関（UNESCO：ユネスコ）は、教育・科学^{*19}・文化の分野における国際協力の促進を通じて、世界の平和に貢献することを目的とする国際連合の専門機関であり、現在193か国が加盟しています。ユネスコは、持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標のうち、教育、科学技術、文化等に関する計9つの目標において重要な役割を果たすことを表明し、主に教育に関する国際的議論を主導しています。令和元年11月にフランス・パリで開催された第40回ユネスコ総会には、上野文部科学副大臣が日本政府首席代表として出席して一般政策演説を行い、我が国としてユネスコの各種事業に引き続き積極的に貢献する旨を表明しました。

我が国においては、日本ユネスコ国内委員会を通じ、教育、科学、文化等の分野の関係者と連携しながら、持続可能な開発のための教育（ESD）や、ユネスコエコパーク、ユネスコ世界ジオパークをはじめとした科学事業などを推進しています。グローバル化や技術革新が急速に進展する国際社会においてSDGsの実現に向けた取組が進む中、我が国がユネスコ活動において積極的な役割を果たしていくことが求められていることを踏まえ、令和元年10月に日本ユネスコ国内委員会の発意により、9年ぶりの建議として「ユネスコ活動の活性化について（建議）」が取りまとめられ、文部科学大臣及び外務大臣に対し提出されました。



第40回ユネスコ総会（フランス・パリ）の様子

*19 科学は自然科学、人文・社会科学を意味し、人文・社会科学にはスポーツも含まれる。

1 教育における取組

(1) 国際的な枠組み

SDGsにおける教育に関する目標（SDG4）については、平成27年11月に、その実現のためのガイドラインとなる「教育2030行動枠組み」が、ユネスコ、加盟国政府、NGO等によるハイレベル会合にて採択されました。これに基づき、SDG4及びSDGsの他の教育に関連した目標を実現するための組織的な支援を提供することを目的として、28年にSDG-教育2030ステアリング・コミッティ（運営委員会）がユネスコを事務局として設置されており、我が国の代表が共同議長を務めています。

SDG-教育2030の実施に向けて特に重要であるのが、我が国の提案により始まった「持続可能な開発のための教育（ESD）」の取組

です。ESDは、「持続可能な社会の創り手を育むため、現代社会における地球規模の課題を自らに関わる問題として主体的にとらえ、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらすための教育」と定義されており、SDG4の中で持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能の習得に寄与するものとして記載されていると同時に、その他の全てのSDGsの達成への鍵である（図表2-10-7）ことが、令和元年12月の国連決議で確認されています。

令和元年11月の第40回ユネスコ総会及び同年12月の第74回国連総会において、我が国の主導により、2030年までのESDの新たな国際的実施枠組みである「持続可能な開発のための教育：SDGsの実現に向けて（ESD for 2030）」の決議が採択され、2年から開始されました。この枠組みは、「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」（平成27年～令和元年）の後継枠組みとして、引き続きGAPの優先行動5分野^{*20}の下、様々なステークホルダーで構築される1つの包括的ネットワークの構築や、優先行動5分野のパートナーネットワークを越えた横断的活動・協力の強化を奨励しています。

また、複雑化する社会の中での教育の未来を議論するために、国連事務総長の依頼を受け、アズレー・ユネスコ事務局長のリーダーシップにより「教育の未来」プロジェクトが立ち上げられました。令和元年9月に国連本部で開催されたキックオフイベントには、我が国からも関係者が出席したとともに、「教育の未来」国際委員会には、日本からも委員が選出されています。

(2) 文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会による取組

文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会は、国内外においてESDの普及・深化に向けた様々な施策を実施しています。

我が国における学校教育の分野では、令和2年度から順次実施される小学校、中学校、及び高等学校の新学習指導要領において、これからの学校に求められることとして、前文及び

図表 2-10-7 SDG4（教育）とその他のSDGsとの関係



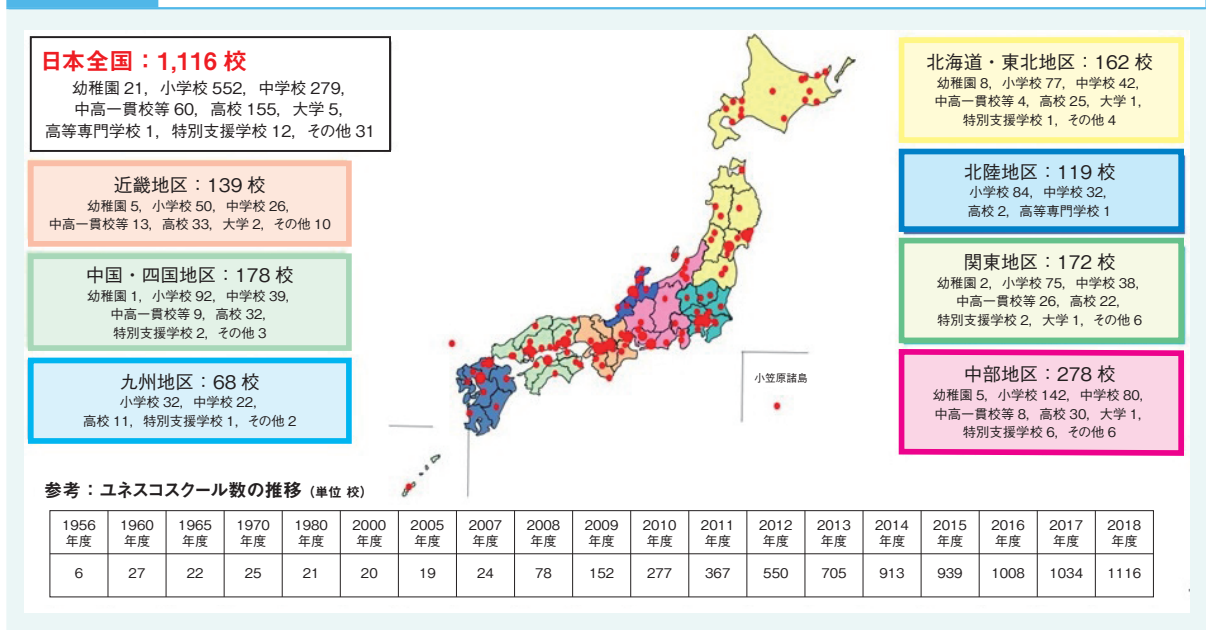
*20 ①政策的支援、②機関包括型アプローチ、③教育者、④ユース、⑤地域コミュニティの5分野

総則に「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられており、ユネスコスクール^{*21}をESDの推進拠点と位置付け、加盟校増加に取り組む（図表2-10-8）とともに、世界的な学校間ネットワークを生かした交流、好事例の共有、教員の知見共有などの推進を通じて、教育の質の向上に取り組んでいます。

ユネスコスクールでは、世界的な学校間ネットワークを活用した協働学習や、カリキュラム・マネジメントや社会に開かれた教育課程に関する多くの優良事例が生まれています。

ユネスコスクールの活動振興の一環として、全国のユネスコスクール関係者が一堂に会し、好事例の共有や交流を行うユネスコスクール全国大会（ESD研究大会）を年1回開催しています。令和元年度は広島県福山市で第11回大会を開催し、学校教員を中心に全国から約800名の参加者が集まりました。

図表 2-10-8 日本においてユネスコスクールに加盟している学校数及びその分布



また、日本ユネスコ国内委員会教育小委員会では、今後の更なるESD推進の上で、参考となるような考え方やESDの実践方法やその準備の進め方等をまとめたもの（「日本ユネスコ国内委員会教育小委員会からのメッセージ」, 「ESD推進の手引（改訂版）」, 「ユネスコスクールで目指すSDGs 持続可能な開発のための教育」）を日本ユネスコ国内委員会ホームページ等に掲載するなど幅広く情報発信を行っています。

このほか、ESDに関心を持つユース世代の活動の推進や、SDGs達成の視点を組み込んだESDカリキュラムや教材の開発、教師の資質・能力向上等の取組に対する支援等に取り組んでいます。さらに、文部科学省と環境省の協力により、持続可能な地域づくりと人づくりの官民協働プラットフォームである「ESD推進ネットワーク」が形成され、その拠点として、全国の「ESD活動支援センター」及び「地域ESD拠点」が多様な活動を展開しています。

^{*21} ユネスコスクール（UNESCO Associated schools network：ASPnet）とは、ユネスコの理念や目的を学校のあらゆる面に位置づけ、児童生徒の「心の中に平和の砦を築く」ことを目指す世界的な学校間ネットワークである。世界182か国で11,000校以上、日本国内にはその約1割にあたる1,116校（令和元年10月時点）がユネスコ本部の認定を受け、ユネスコスクールネットワークに加盟している。

ユネスコを通じた世界的なESDの推進の取組として、日本政府の支援によりユネスコが実施する「ユネスコ／日本ESD賞」があります。この賞は、世界中のESDの実践者にとってより良い取組に挑戦する動機付けと、優れた取組を世界中に広めることを目的として実施されており、令和元年に新たに3団体が受賞しました。

ESDの提唱国として、我が国の取組の発信強化にも取り組んでいます。令和元年7月に国連本部（米国・ニューヨーク）で開催された国連ハイレベル政治フォーラムにおいては、SDG-教育2030の実施におけるユネスコを通じた我が国の貢献を示すとともに、文部科学省の信託基金の支援により、ユネスコ並びにドイツ及びケニアと協力してESDに関するサイドイベントを開催し、全てのSDGsに貢献するESD及びESDの将来について議論を行いました。また、同年9月の国連ハイレベルウィークの際にも、日本政府とユネスコの共催により「持続可能な開発のための教育（ESD）：気候変動アクションに向けた学び」と題したサイドイベントが開催され、日本人生徒・学生2名を含む5名のパネリストが、気候変動という課題のために教育ができることについて議論を行いました。



第5回ユネスコ／日本ESD賞表彰式で受賞者に副賞を授与する上野文部科学副大臣
(写真提供：ユネスコ事務局)



国連ハイレベルウィークサイドイベントの様子

2 科学における取組

科学分野では、政府間海洋学委員会（IOC：Intergovernmental Oceanographic Commission）や政府間水文学計画（IHP：Intergovernmental Hydrological Programme）及び人間と生物圏（MAB：Man and the Biosphere）計画、ユネスコ世界ジオパークをはじめとする持続可能な開発のための国際科学プログラム、生物多様性の保全、学術研究支援などのユネスコの諸活動に積極的に参加・協力しています。

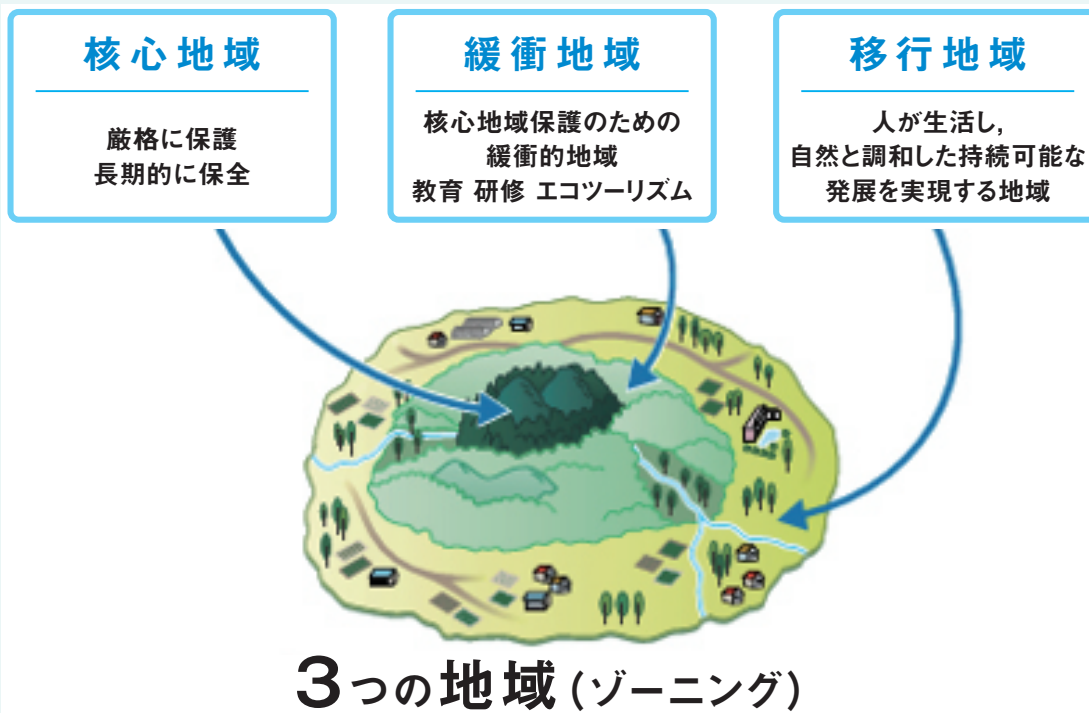
IOCの分野では、国際協力により地球規模での海洋学に関する知識、理解増進のための科学的調査の推進を図ることを目的とし、海洋観測・調査、海洋データの収集管理及び交換、津波早期警戒システムの構築、教育訓練、地域協力等を行っています。

IHPの分野では、国際協力により水資源の合理的管理のために科学的基礎を提供することを目的に、世界的観測網によるデータ収集、世界の水収支の解明、人間活動が水資源に与える影響の解明等に関する科学的及び教育的事業を行っています。

MAB計画の分野では、本事業の枠組みに基づいて国際的に認定された地域である「ユネスコエコパーク」*22を推進しています。ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的とする取組です。令和元年6月に開催された第31回MAB計画国際調整理事会で「甲武信（こぶし）」の認定が決定し、我が国のユネスコエコパークは計10か所（[図表 2-10-9](#)、[図表 2-10-10](#)）となりました。

*22 平成22年1月、生物圏保存地域（BR：Biosphere Reserves）により親しみをもってもらうために、BRを日本国内ではユネスコエコパークと呼ぶことが日本ユネスコ国内委員会で正式に決定した。

図表 2-10-9 ユネスコエコパークの3つの地域（ゾーニング）



図表 2-10-10 国内のユネスコエコパーク



ユネスコ世界ジオパークは、国際的に価値のある地質遺産を保護し、そうした地質遺産がもたらした自然環境や地域の文化への理解を深め、科学研究や教育、地域振興等に活用することにより、自然と人間との共生及び持続可能な開発を実現することを目的とした事業であり、現在、我が国では9か所（図表2-10-11）が認定されています。いずれも、自然と人間とのかかわりの理解を促進する活動の場であり、地域レベルでのSDGs達成を体現する取組としても注目されています。

図表 2-10-11 国内のユネスコ世界ジオパーク



3 文化における取組

文化分野では、ユネスコは、世界遺産や無形文化遺産などの条約に基づいて文化遺産の保護を進めているほか、世界の重要な記録物の保存などを目的とした「世界の記憶」事業を実施しています*²³。現在、我が国に関連する物件としては、「山本作兵衛炭坑記録画・記録文書」、「御堂関白記」、「慶長遣欧使節関係資料」（スペインとの共同推薦）、「東寺百合文書」、「舞鶴への生還1945～1956シベリア抑留等日本人の本国への引き揚げの記録」、「上野三碑」及び「朝鮮通信使に関する記録」（韓国との共同推薦）の7件が登録されています。なお、「世界の記憶」の登録に関しては、加盟国間の友好と相互理解を促進するという本事業の趣旨に照らした制度改善の取組が進行中です。

ユネスコ創造都市ネットワーク事業は、文学、映画、音楽、クラフト&フォークアート、デザイン、メディアアート、食文化の7分野において、創造性を核とした都市間の国際的な連携によって、地域の創造産業の発展を図り、都市の持続可能な開発を目指す事業です。令和元年10月には新たに北海道旭川市が加盟し、我が国における加盟都市は計9都市（静岡県浜松市（音楽）、石川県金沢市及び兵庫県篠山市（クラフト&フォークアート）、北海道旭川市、愛知県名古屋市及び兵庫県神戸市（デザイン）、北海道札幌市（メディアアート）、山形県鶴岡市（食文化）、山形県山形市（映画））となりました。今後も都市間のネットワークを活用した国際連携や持続可能なまちづくりが期待されます。

さらに、これらの他にも我が国は、有形及び無形の文化遺産保護事業への参加・協力をしています。

*²³ 世界遺産及び無形文化遺産については参照：第2部第9章第8節5

